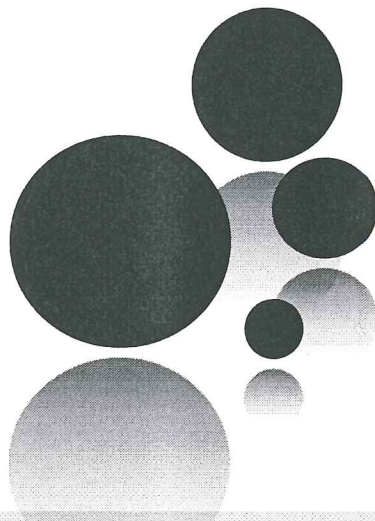


2015 夏 税理士オープンフェス

税法科目攻略セミナー - 所得税法 -

「知って得する所得税」



各コース初回講義を無料で体験受講できます。
開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。

※ コースの開講日につきましては、「税理士パンフレット」をご覧ください。

目 次

ページ

テーマ1	所得税の概要と試験傾向	2～3
テーマ2	所得税の計算の仕組み	4
テーマ3	10種類の各種所得の内容	5
テーマ4	課税標準の計算	6
テーマ5	税額計算	7～8
テーマ6	税額控除	9
テーマ7	復興特別所得税	9
テーマ8	源泉徴収税額（前払税金）の精算及び納付税額の算定	9
テーマ9	レギュラーコースと年内完結コースの違い	12～13
テーマ10	科目選択にあたって	14

テーマ 1

所得税の概要と試験傾向

1 科目の概要

所得税は、「所得」に対して課される国税で、我が国の税収入の大部分を占めています。

ここでいう「所得」というのは、一般的には「利益」とか「儲け」と言われるものになりますので、個人に関していえば、会社から支給を受ける給与とか年金、預貯金の利子、株式の譲渡益や配当金の他、懸賞の賞金品などが該当し、法人に関していえば事業活動から生ずる利益がこれにあたります。

なお、所得に対して課税することを目的とする国税は、主に所得税法と法人税法に規定されており、両者を比較しますと次のようになります。

	所 得 税 法	法 人 税 法
課税対象	個人の所得 ※ 法人として登記されていないもの	法人の所得 ※ 法人として登記されているもの
税目	所 得 税	法 人 税
課税期間	一 暦 年 間 (1月1日～12月31日までの期間)	一事業年度 (各法人が定款に定める事業年度)
申告納付期限	その年の翌年2月16日から3月15日までの期間	事業年度終了の日の翌日から2月以内

個人については、上記の他、財産を無償で取得することに対する国税として相続税や贈与税（相続税法に規定されています。）がありますが、法人が財産を無償で取得することに対しては法人税が課税されます。

2 合格率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
受 験 者 数	2,745人	2,501人	2,492人	2,374人	2,123人
合 格 者 数	393人	336人	307人	351人	280人
合 格 率	14.3%	13.4%	12.3%	14.8%	13.2%

3 出題傾向

本試験は、理論50点と計算50点で出題されます。

1. 理 論

2題形式での出題です。平成19年以降、各問の配点は公表されていません。

近年の試験では、具体的な事例に対してその取扱いを述べさせる問題がよく出題されています。

したがって、規定の内容の正しい理解と暗記が必要になります。

2. 計 算

近年は、小規模な総合問題が2・3題程度、又は中規模の総合問題と個別問題の組み合わせでの出題が多いです。合格のポイントは、「基本的事項を取りこぼしなく上手に拾えるか」どうかです！

4 実務との関連

所得税の実務といいますと、年に1度の確定申告と思われがちですが、実際には、次のような日常業務（太字の部分）についても所得税法に基づいて行われています。

● 税理士の1年間の主な業務

1月 法定調書の提出、固定資産税（償却資産）の申告書の提出

源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2

2月

3月 所得税、消費税（個人）、贈与税の申告書の提出

4月

5月 3月決算の会社の法人税、消費税、事業税、住民税の申告書の提出※1

6月

7月 源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2

8月

9月

10月

11月

12月 年末調整

※1 会社によって決算期が異なるため、5月以外の月でも申告書を作成します。

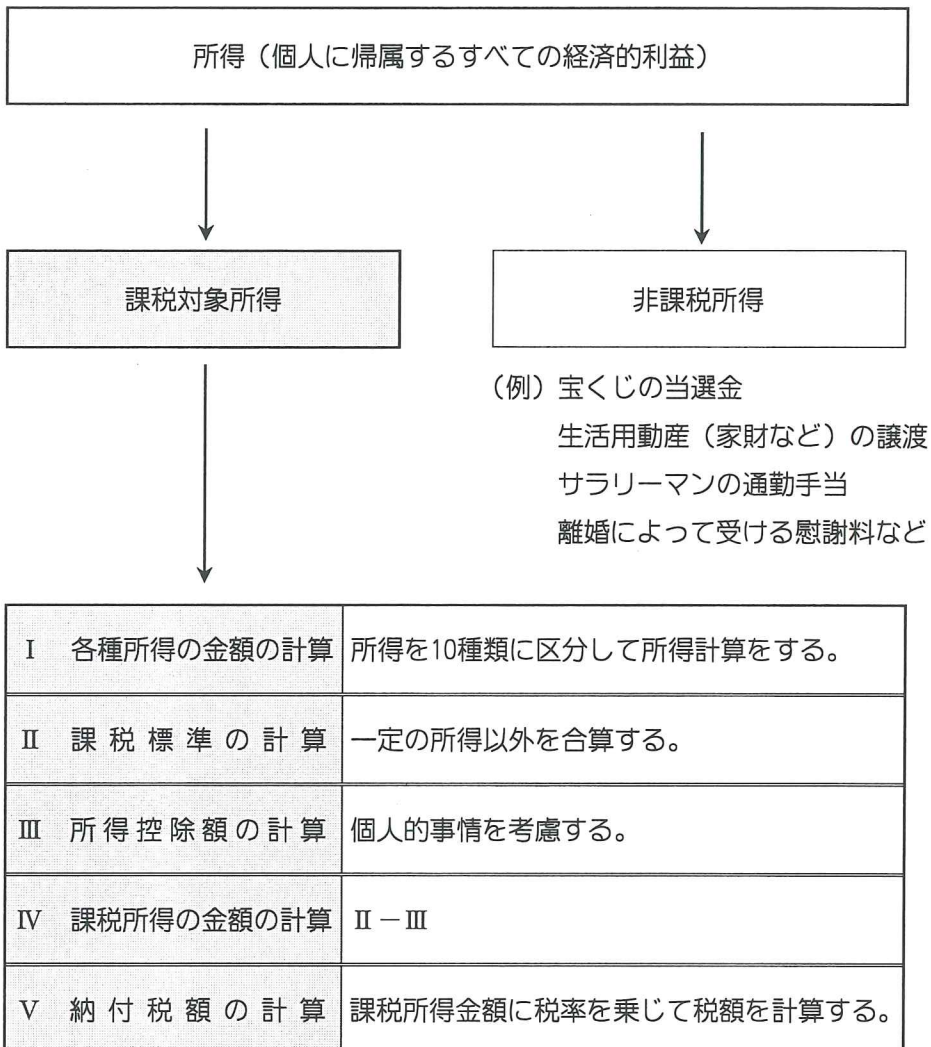
※2 納期の特例を受けていない場合には、その月に徴収した源泉所得税を翌月10日までに納付します。

テーマ 2

所得税の計算の仕組み

個人が「所得」を稼得した場合に所得税が課税されるわけですが、実際には課税することが適当でないものや政策的に課税することになじまないものもあるため、非課税規定を設けて非課税となるもの以外について所得税を課税することとされています。

なお、所得税の額は、次の5つの段階を経て計算することとなります。



テーマ 3

10種類の各種所得の内容

「所得」の金額というのは、基本的には収入から経費を控除して計算されますが、一口に所得といっても色々なものがあり、それら全部について同様の計算方法とするのは課税上問題がありますので、所得税では、課税される所得をその性格に応じて10種類に区分して計算することになっています。10種類の各種所得の内容は次のとおりです。

- 1 利子所得
預貯金の利子、公社債の利子など
- 2 配当所得
株式の配当金、証券投資信託の収益の分配など
- 3 不動産所得
アパートやマンションなどの不動産の貸付けによる所得
- 4 事業所得
農業、製造業、物品販売業、サービス業などの「事業」による所得
- 5 給与所得
給料、賃金、賞与などの所得
- 6 退職所得
退職金に係る所得
- 7 山林所得
保有期間が5年を超える山林の譲渡による所得
- 8 譲渡所得
資産（棚卸資産、山林を除く）の譲渡による所得
- 9 一時所得
懸賞の賞金品、競馬の払戻金、生命保険金など一時的な所得
- 10 雑所得
上記1～9以外の所得（作家以外の原稿料収入や年金など）に係る所得

ちなみに、上記の所得は次のように区分することができます。

経 常 所 得	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得
非 経 常 所 得	退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得

経常所得は、毎年経常的に発生する所得であり、合算して超過累進税率によって課税されますが、非経常所得については、その年にたまたま入ってくるようなものが前提となっているため、税負担の緩和措置が講じられています。

テーマ 4

課税標準の計算

テーマ3で10種類に区分して計算した所得は、課税標準の計算において合算されます。

但し、山林所得と退職所得については、非経常的な所得であることから合算しないで単独で税額計算することになっています。

また、譲渡所得と一時所得については、他の所得と合算することになりますが、長期間持っていた資産の譲渡所得や一時所得については、非経常所得であることから2分の1相当額だけしか課税しないことになっています。

山林所得と退職所得以外の所得については、「総所得金額」という課税標準となります。

※ これより先は総所得金額についての税額計算の流れを紹介します。

テーマ 5

税額計算

テーマ4で計算した課税標準から所得控除額を控除して課税所得金額を算定し、これに税率を適用して所得税額を算定します。

なお、所得控除は、その納税義務者の個人的な事情を考慮するための控除で、具体的には、多額の医療費を支払った場合の医療費控除や、扶養している家族がいる場合の配偶者控除や扶養控除などがあります。

また、税率はその納税義務者の課税所得金額に応じて、最低5%～最高45%までの税率となります。

〔所得控除額〕

物 的 控 除	医療費控除 ……医療費が10万円を超える場合、その超える金額を控除できます。	人 的 控 除	配偶者控除 ……配偶者の年間所得が38万円以下（給与収入なら103万円以下）である場合に、38万円を控除できます。
	社会保険料控除 ……国民年金・厚生年金や、健康保険などの保険料の支払額を控除できます。		配偶者特別控除 ……配偶者の年間所得が38万円超76万円未満である場合に、38万円～3万円を控除できます。
	生命保険料控除 ……支払額に応じ、最高4万円（3区分合計で最高12万円）控除できます。		扶養控除（16歳以上の人数分） 親族の年間所得が38万円以下である場合に、38万円を控除できます。
	寄附金控除 ……国や地方自治体、日本赤十字社などに対して、2,000円を超える寄附をした場合、その超える金額を控除できます。		基礎控除 ……誰でも、38万円控除できます。

〔課税総所得金額の計算〕

総所得金額－所得控除額＝課税総所得金額〔千円未満切捨〕

〔所得税の速算表（超過累進税率）〕

課税総所得金額等	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	－円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000円
40,000,000円超	45 %	4,796,000円

テーマ 6 税額控除

テーマ5で計算した税額から税額控除額を控除します。

なお、税額控除の代表的なものには、次のようなものがあります。

配当控除	法人税との二重課税を調整するためのもので、配当金に対して一定の割合を乗じて計算した金額を控除します。
住宅借入金等特別税額控除	10年以上のローンを組んでマイホームを購入した場合に、所定の要件を満たすと、年末のローン残高の1%相当額を控除します。

テーマ 7 復興特別所得税

平成25年から平成49年までの25年間、個人については復興特別所得税が課税されることになっています。

復興特別所得税額は、上記の税額控除後の所得税に対して2.1%の税率で課税されます。

テーマ 8 源泉徴収税額（前払税金）の精算及び納付税額の算定

給与や配当など一定の所得については、支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていますので、これを前払い税金としてここで控除（精算）し、納付税額を算定していきます。

では、実際に数字を当てはめて計算してみましょう！

設 例

居住者である甲の、平成28年分の所得税の計算に関する資料は次のとおりである。

甲の平成28年分の確定申告により納付すべき所得税の額を計算しなさい。

〔資料Ⅰ〕平成28年中の甲の所得

(1) 給料及び賞与に係る所得	4,500,000円
(2) アパートの貸付けに係る所得	16,000,000円
(3) 懸賞の賞金品に係る所得	700,000円

〔資料Ⅱ〕所得控除額

(1) 医療費控除額	120,000円
(2) 社会保険料控除額	850,000円
(3) 配偶者控除額	380,000円
(4) 扶養控除額	1,010,000円
(5) 基礎控除額	380,000円

〔資料Ⅲ〕その他

(1) 住宅借入金等特別控除額	198,800円
(2) 資料Ⅰの所得に係る源泉徴収税額	553,870円

〔参考資料〕所得税の速算表

課税総所得金額等	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	－円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000円
40,000,000円超	45 %	4,796,000円



解説 (単位: 円)

I 各種所得の金額

給 与 所 得	4,500,000
不 動 産 所 得	16,000,000
一 時 所 得	700,000

II 課 税 標 準

総 所 得 金 額	20,850,000	$4,500,000 + 16,000,000 + 700,000 \times \frac{1}{2}$ $= 20,850,000$
-----------	------------	---

III 所 得 控 除 額

医 療 費 控 除 額	120,000
社 会 保 険 料 控 除 額	850,000
配 偶 者 控 除 額	380,000
扶 養 控 除 額	1,010,000
基 礎 控 除 額	380,000

合 計	2,740,000
-----	-----------

IV 課税所得金額

課税総所得金額	18,110,000	$20,850,000 - 2,740,000 = 18,110,000$
---------	------------	---------------------------------------

〔千円未満切捨〕

V 納 付 税 額

算 出 税 額	4,448,000	$18,110,000 \times 40\% - 2,796,000 = 4,448,000$
---------	-----------	--

住宅借入金等

特別税額控除額	198,800
---------	---------

差引所得税額	4,249,200
--------	-----------

復興特別所得税額	89,233	$4,249,200 \times 2.1\% = 89,233$
----------	--------	-----------------------------------

所得税及び復興

特別所得税の額	4,338,433	$4,249,200 + 89,233 = 4,338,433$
---------	-----------	----------------------------------

源泉徴収税額	553,870
--------	---------

申告納税額	3,784,500	$4,338,433 - 553,870 = 3,784,563 \rightarrow 3,784,500$
-------	-----------	---

〔百円未満切捨〕

テーマ 9

レギュラーコースと年内完結コースの違い

レギュラーコースと年内完結コースの違いは学習速度の違いです。それぞれインプット中心の学習ということでは違いがありませんし、内容もさほど変わりませんから、ご自分の学習スタイルに合わせて選択をしてみましょう。

1 レギュラーコース

9月～4月

5月～7月

8ヶ月

直前コース

インプット中心

アウトプット中心

2 年内完結コース

9月～12月

1月～4月

5月～7月

4ヶ月

上級コース

直前コース

インプット中心

インプット
+
アウトプット

アウトプット中心



参考 コースのご紹介

		レギュラーコース	年内完結＋上級コース
特 徴		TACで提供する最もスタンダードなコース	スタートダッシュが決め手の演習重視型のコース
		11ヵ月間の学習時間を設け、じっくりと実力を養成する	11ヵ月の学習期間を設け、全体的にハイペースで学習を進める
		年内1回転、年明け1回転の2回転方式のカリキュラム	年内で学習内容を一通り終え、年明けから実践演習中心の上級コースに合流
具 体 的 カ リ キ ュ ラ ム	9～12月	基本事項のインプットを中心に行う	基本事項のインプットを行う
	1～4月	基本事項の確認と応用論点のインプットを行いつつ、アウトプットも行う	基本事項・応用論点を確認しつつ、週1ペースでアウトプットトレーニング
	5～7月	試験委員対策・改正税法対策・応用理論対策講義、答練（全コース共通）	同 左
こ の よ う な 方 に オ ス ス メ		適度な学習ペースで無理なく学習を進めていきたい方	少しでも早く学習範囲の全体像をつかみたい方
		毎日の学習時間に制約があるため、少しずつ確実に学習を進めていきたい方	毎日の学習時間を比較的多く（1日3～4時間）確保することができる方
		コツコツと勉強を積み重ねていくことが得意な方	より実践を重視した、演習中心の学習を進めていきたい方
		年明け以降の科目変更の可能性が少ない方	年明け以降の科目変更の可能性のある方

なお、どのコースにするか迷われている方は、セミナー終了後、または個別受験相談にてご相談承ります。

テーマ10

科目選択にあたって

科目選択にあたっては、次の事項を考慮して頂くと良いかと思います。

なお、将来どういう仕事をしていきたいかによって学習すべき科目というものは変わってくると思いますから、お気軽に講師にお問い合わせください。

- 1 ポリユームの多さに関係なく、実務に有用な科目を勉強したい方
→ 所得税法、法人税法、相続税法、消費税法
- 2 ポリユームの少ない科目を選択したい方
→ 酒税法、固定資産税、住民税、事業税、国税徴収法
- 3 基礎知識が必要な科目
→ 住民税（所得税学習経験者対象）

税法実務講座「税法入門」プレゼント！

2016年合格目標で「法人税法」「所得税法」「相続税法」「消費税法」を新たに学習する方に、税法学習の理解促進・つまづき防止に最適な税法実務講座「税法入門」をプレゼントします！「税法入門」は各税法科目の知識のない方を対象とし、各税目の仕組みや税額の計算方法までの基本的な流れを学習する講座で、いずれの科目も4回のコンパクトな講義です。「税法入門」を利用して幸先の良いスタートを切ってください。

キャンペーン内容

2015年7月21日（火）～9月6日（日）のキャンペーン期間中に、「法人税法」「所得税法」「相続税法」「消費税法」の「レギュラーコース」又は「年内完結+上級コース」のいずれかを
お申込みの方に、お申込みの科目の税法実務講座「税法入門」を
プレゼントいたします。

※ Web通信講座での受講となります。キャンペーンの詳細につきましては、「税理士講座パンフレット」をご覧ください。



税法入門活用法 その1

「税法入門では、各税法科目の全体像を掴むことができます。そのため、本コース学習前または学習初期に、「税法入門」を受講することで、本コースの講義で各論点を学習する際に、全体の中でどの部分を学習しているかを明確にして取り組むことができます。

税法入門活用法 その2

「税法入門」で取り扱う論点を、本コースで学習した際に、その都度「税法入門」に立ち戻ること、各論点の全体での中での位置づけや他の論点との関係などを確認することができますので、理解度が深まり、学習効果をより高めることができます。

税法実務講座 受講者の声(法人税受講者)

税法科目の学習にあたり、講師に勧められて会計科目の試験後すぐに「税法入門」の学習を始めました。「税法入門」受講後、税法実務講座の「申告書作成」まで受講したことで、全体的な概要を掴め、効率良く法人税法の学習を進めることができました。税理士試験では、実際の申告書を基にした問題が出題されることもあり、申告書を作成しながら進める講義スタイルは、効果的で試験にも役立つ内容だったと思います。

**第66回税理士試験
での合格を目指す
受験生をTACは
全力で応援します！**

TAC経理実務/税法実務講座の詳細につきましては、「経理実務/税法実務講座パンフレット」をご覧ください。